

様式第二号（第十条第二項、第十一条、第二十一条及び第二十八条関係）
（表面）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管の場所等の変更届出書

平成 28 年 12 月 3 日

都道府県知事 殿
（市長）

届出者
住 所 〇〇県〇〇市〇〇番〇〇号
氏 名 〇〇工業株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇
 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 〇〇〇－×××－□□□□

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則第10条第2項、第11条、第21条及び第28条の規定に基づき、（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所／高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所）を変更したので届け出ます。

①変更前の保管の場所又は所在の場所

事業場の名称	〇〇工業株式会社 △△△事業所	（特別管理産業廃棄物管理責任者／ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者）の職名及び氏名	〇〇部▽▽課 〇〇 〇〇
事業場の所在地	〇〇県〇〇市〇〇番〇〇号	電話番号	〇〇〇－×××－□□□□
（保管の場所／所在の場所）	〇〇県〇〇市〇〇番××号（※保管事業場の住所と保管場所の住所が異なる場合記入）		

②変更後の保管の場所又は所在の場所

事業場の名称	〇〇工業株式会社 ■ ■ 事業所	（特別管理産業廃棄物管理責任者／ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者）の職名及び氏名	××局〇〇課 〇〇 〇〇
事業場の所在地	〇〇府〇〇市〇〇番〇〇号	電話番号	▽▽▽－〇〇〇－××××
（保管の場所／所在の場所）	事業場の所在地と同じ		

（日本工業規格 A列4番）

(裏面)

③移動したポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	(廃棄物／製品)の種類	(廃棄物／製品)の型式等					量		濃度区分	変更年月日	変更前の事業場における番号	処分業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)					
28-001	蛍光灯用安定器	80 W	東京芝浦電機(株)	FRH-2-40117B	S46.1	不燃(性)油	150 台	350.0 kg	高濃度	H28.11.30	28-001	登録あり (tc000000000)	

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所を変更した日から10日以内に、当該変更の直前の保管又は所在の場所を管轄する都道府県知事及び変更後の保管又は所在の場所を管轄する都道府県知事に提出すること。
2. 「番号」の欄には、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に付されている番号を記入すること。
3. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
4. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
5. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
6. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
7. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物の略称である。
8. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
9. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。
10. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
11. 都道府県知事が定める部数を提出すること。